

【新潟市制度融資】令和8年度 主な改正内容一覧

| No. | 制度名称 | 概要 |
|-----|---------------------------------|--|
| 1 | 地方産業育成資金 | <ul style="list-style-type: none"> ●同制度を<u>廃止</u>。 ※令和8年3月31日までに融資実行をお願いします。 |
| 2 | 一般融資 | <ul style="list-style-type: none"> ●貸付限度額を<u>3,000万円から4,000万円に引き上げ</u>。 ●通常枠の<u>区役所等への申込を廃止し、金融機関への直接申込とする</u>。（別紙参照） ●信用保証協会による<u>保証を必須</u>とする。 |
| 3 | 夏期・年末資金 | <ul style="list-style-type: none"> ●信用保証協会による<u>保証を必須</u>とする。 |
| 4 | 無担保・無保証人融資 | <ul style="list-style-type: none"> ●同制度を<u>廃止</u>。 ※令和8年3月31日までに融資実行をお願いします。 |
| 5 | 小規模企業振興資金 | <ul style="list-style-type: none"> ●小規模企業振興資金内での<u>借換を可</u>とする。 ●保証要件に<u>特別小口保証を追加</u>。 ●通常枠の<u>区役所等への申込を廃止し、金融機関への直接申込とする</u>。（別紙参照） |
| 6 | 経営支援特別融資 | <ul style="list-style-type: none"> ●能登半島地震・物価高騰対応枠を令和9年3月31日まで<u>延長</u> ●必要添付書類から「<u>決算書又は確定申告書</u>」を削除 ●信用保証協会による<u>保証を必須</u>とする。 |
| 7 | 中小企業資金繰り円滑化借換融資 | <ul style="list-style-type: none"> ●必要添付書類から「<u>借入元融資金銭消費貸借書（写し）</u>」を削除 |
| 8 | 中小企業開業資金 | <ul style="list-style-type: none"> ●一般開業について、信用保証協会による<u>保証を必須</u>とする。 ●必要添付書類から「<u>土地または建物(店舗)を借り受ける場合は、その賃貸借契約書の写し</u>」、「<u>許認可等を受けたことを証するもの</u>」を削除 ●<u>借入申込書兼調査書を見直し</u>（簡略化） |
| 9 | 工業振興資金 ・工場等新增設資金 ・設備近代化資金 | <ul style="list-style-type: none"> ●貸付条件や申込手続き、様式等を<u>大幅に整理、簡略化</u>。 ●設備近代化資金の<u>名称を「省力化・省エネ化資金」に変更し、対象者を「省力化・省エネ化補助金」の利用者とする</u> |
| 10 | 返済条件変更 | <ul style="list-style-type: none"> ●<u>事前申請を廃止し、事後報告</u>とする。（別紙参照） |

※上記以外に、年度途中でも改正を行う場合がありますので、利用にあたっては、必ず、市ホームページにて最新の情報をご確認ください。

(別紙)

【新潟市制度融資】新潟市への利用申込方法の一部見直しについて

1 一般融資(通常枠)・小規模企業振興資金(通常枠)は、区役所等への申込を廃止

- これまで夏期・年末資金を除く市制度融資の利用にあたっては、保証承諾、融資実行前に各区役所等へ利用申込が必要でしたが、一般融資(通常枠)、小規模企業振興資金(通常枠)については、令和8年度から、区役所等への利用申込を不要とし、金融機関への直接申込とします。
- 必要書類については、これまで同様、①借入申込書兼調査書、②市税の納税証明書(市制度用)、③暴力団等の排除に関する誓約書兼同意書、④見積書(設備資金の場合)が必要になります。なお、見直しに伴い、①借入申込書兼調査書の様式を修正しますので、令和8年4月1日以降、市ホームページからダウンロードの上、ご利用ください。
- 事業者におかれましては、必要書類をご用意の上、金融機関へご提出ください。
- 金融機関におかれましては、提出書類に不備がないか、制度融資の要件に合致しているか、ご確認(金融機関確認欄にチェック)の上、受付をお願いいたします。
- 受付後、信用保証協会へ信用保証申込時には、通常の添付書類と併せて、金融機関確認後の借入申込書兼調査書の写しを信用保証協会へ提出ください。
- 信用保証申込以降の手続きの流れは、これまで同様、保証承諾、融資実行、市への貸付状況報告(毎月10日ㄗ。金融機関ごとに取りまとめて提出)となります。
- 事業者から提出された書類のうち、①借入申込書兼調査書はコピーを取り、金融機関処理報告欄に貸し付け状況を記載の上、毎月10日ㄗの貸付状況報告時に市へ提出してください。その他の書類②～④については、各金融機関において貸付金の完済まで保管をお願いいたします。
- 一般融資(通常枠)、小規模企業振興資金(通常枠)、夏期・年末資金以外の市制度融資^{※1}を利用される場合は、引き続き各区役所担当課^{※2}へお申し込みをお願いします。

※1 引き続きお申込みが必要な制度

一般融資(障がい者雇用推進枠)、小規模企業振興資金(障がい者雇用推進枠)
経営支援特別融資、中小企業資金繰り円滑化借換融資、中小企業開業資金
工場等新增設資金、設備近代化資金(「省力化・省エネ化資金」へ名称変更)
中小企業振興資金

※2 商工会議所・商工会での融資審査の受付終了について

市制度融資のうち、一般融資、小規模企業振興資金などの一部制度は、商工会議所・商工会でも要件審査を受け付けていましたが、上記の見直しに伴い、今後は商工会議所・商工会での受付は行わないこととします。お申し込みが必要な制度は、すべて各区役所担当課へご提出ください。

(別紙)

2 返済条件の変更について、区役所への申請を廃止

- 市制度融資にかかる返済条件の変更（条件変更）にあたっては、これまで、事業者から各区役所担当課へ、条件変更の「承認申請書」と取扱金融機関からの「意見書」を提出いただき市からの承認を受けていましたが、令和8年度から事前の市の承認は不要とし、条件変更後、金融機関から市へ「条件変更実施報告書」と「意見書」を提出していただくこととします。

※ 保証条件の変更手続きは、これまでどおり、条件変更前に、信用保証協会へ保証条件変更申込が必要になります。保証条件変更申込時には、市へ提出予定の「条件変更実施報告書」の写しを他の添付書類と併せて信用保証協会へご提出ください。

- 報告書等の提出は、条件変更を行った月の翌月 10 日までに、金融機関ごとに取りまとめの上、貸付状況報告と合わせて提出してください。
- なお、条件変更にあたっては、下記の点にご留意ください。
 - (1) 条件変更を行うことができるものは、原則として、元金返済猶予、元金返済軽減、融資期間延長、据置期間延長、一部繰上返済です。
 - (2) 元金返済猶予を行う場合は、猶予期間は一回の条件変更の申請につき原則として 12 か月以内とします。
 - (3) 融資期間延長に関して、地方産業育成資金については、要綱で定める期間の範囲内でのみ変更を行うことができます。

上記以外の取扱を検討される場合は、条件変更前に、市商業振興課へご相談ください。

3 改正に伴う申込様式の変更（様式は最新のものをお使いください）

- 4月1日以降、以下の制度は申請様式に大幅な変更があります。
(これ以外の制度でも多少変更している部分がありますので、ホームページをご確認ください)
- 新様式は4月1日以降に市ホームページに掲載予定です。それより前にご入用の場合は下記へご相談ください。
- 令和7年度版以前の様式では受付できませんのでご注意ください。

- (1) 一般融資(通常枠)、小規模企業振興資金(通常枠)
：市への申込廃止に伴い新様式へ移行。「金融機関確認欄」追加。
なお、これまでご利用いただいた「3枚複写様式」は、障がい者雇用推進枠のみで使用を継続します。
- (2) 中小企業開業資金
：記入内容を精査し新様式へ移行。
- (3) 工場等新增設資金、設備近代化資金（「省力化・省エネ化資金」へ名称変更予定）
：制度改正に伴い新様式へ移行。
- (4) 条件変更
：報告方式とすることに伴い新様式を作成。

この件に関するお問い合わせ先

新潟市経済部商業振興課 総務・制度融資グループ 025-226-1629